

別紙 1 - 1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名

宝 金 華

論 文 題 目

清朝末期の内モンゴルにおける近代学校に関する歴史的研究

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 吉 川 卓 治

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 西 野 節 男

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 服 部 美 奈

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

本論文は、清朝末期内モンゴルのハラチン右旗においてその地を治める王侯であるグンサンノルブが創設した、内モンゴルで最初の近代学校である三学堂（崇正学堂、守正武学堂、毓正女学堂）を取り上げ、その歴史的意義を解明することを目的としたものである。

序章では、本論文の目的と課題、視点について述べた後、基本資料となる外務省外交史料館所蔵の「蒙古喀喇沁王ノ依頼ニヨリ本邦技師農業鉦山調査一件」と『蒙古紀聞』について紹介したうえで、先行研究を整理している。

第1章では、清国における対モンゴル統治策と教育状況について先行研究や資料により具体的に紹介され、その内容が整理されている。すなわち、清朝がモンゴル人民を「八旗蒙古」、「外藩蒙古」、「内属蒙古」に分けて支配していたこと、地域の支配者（王侯）に対し爵位授与、「年俸」附与など、一定の利益を分与することで支配体系に取り込んでいたことが示され、そのうえで清朝統治下においてなされていたモンゴル人民の教育の概要が紹介されている。次いで清朝末期における教育の近代化について検討されている。すなわち清国での本格的な近代教育制度の出発点とされる「奏定学堂章程」の内容と特徴を示したうえで、内モンゴルに設立された初等教育学校と女学堂について、修業年限、就学年齢および教科目に注目して整理されている。その結果、これらの学校の多くが基本的に「奏定学堂章程」に依拠していたことが指摘されている。最後にハラチン右旗の沿革と地勢が紹介され、グンサンノルブについて、ハラチン右旗の郡王爵位を得るまでの経歴および彼による改革と志向が説明されている。

第2章では、内モンゴルにおける初の近代学校である崇正学堂が設立された背景および学堂の規則と教科課程の展開について検討されている。初めに学堂創設に関与した日本人の陸軍中尉についてその滞清目的が列国の軍情及び清国事情の研究にあったことが明らかにされている。次に「崇正学堂規則」の検討から同学堂の「宗旨」が日本の第二次小学校令の「本旨」に類似していたこと、にもかかわらず、教科課程においては、「蒙語」とともに、特に「漢語」が重視され、1930年代に入るまで「日本語」が入っていなかったことなどが解明され、そのうえで教科課程の展開の背景に毓正女学堂の日本人教師の河原操子と漢人教師との確執があったことが示されている。

第3章では、守正武学堂の創設と展開の過程が検討されている。ここでは、グンサンノルブが同学堂の設立に先立って軍隊を作り、清国内地の武備学堂を卒業した漢人を教師として招聘し軍事教育を行っていたこと、にもかかわらず守正武学堂が日本の軍学校をモデルとしていたこと、その際、グンサンノルブが日本の陸軍大尉の伊藤柳太郎を雇うために詳細な「招聘教師契約書」を結んでいたこと、彼が「総教習」として教科課程の制定に関与したとみられること、守正武学堂では従来からいわれてき

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

たような「下級軍官」育成だけのためではなく、「仕官生」の再訓練と兵士レベルの教育も行なっていたこと、さらに守正武学堂の教科課程について清国の「天津武備学堂」と「湖北武備学堂」というドイツ人教師を招いた武備学堂に比較して「術科」の種目がより詳細に区分されていたことが明らかにされている。

第4章では、毓正女学堂の設立背景、「規則」や教科課程が検討されている。その結果、第一に、女学堂の設立目的が同時期に作られた上海の女学堂の「宗旨」よりもむしろ日本の第二次小学校令の「本旨」に類似していること、にもかかわらず「国民教育」の文言がみられないこと、また「規則」から毓正女学堂の教育方針が「良妻賢母主義」にあるとこれまで指摘されてきたが、その方針がむしろ開堂式での王妃と日本人教師の挨拶のなかに読み取ることができ、その方針は教科課程に反映していたということが示されている。第二に、毓正女学堂の教科課程が日本の高等小学校や「上海女学堂」よりも日本の高等女学校の教科目に倣っていたことが明らかにされている。第三に、授業時間割表と成績表とを組み合わせ分析し、毓正女学堂で実際に教授されていた教科課程が「規則」に定められていた教科目とは異なっていたこと、さらに「班」編成の原理が成績でなく、身分によっていた可能性があることを解明している。

第5章では、ハラチン右旗三学堂の経費と三学堂のその後について検討している。その結果、三学堂では設立当初から、授業料が無償化され、また遠方からの生徒たちには昼食や宿舎を提供するなどの就学援助策がなされていたことが指摘されている。そのうえで、ハラチン右旗と王府の財政システムを詳細に示し、グンサンノルブが学堂運営のために租税など公的な財源以外に王府の私産となる「年俸」を流用し、また王府内の古物などの販売により得られた資金、荒地開墾で得られた地租、海外の銀行からの借入金を充当していたこと、グンサンノルブが死去した後は、アヘン売却により得られた資金からも学堂の経費が補充されていたことが示されている。最後に、三学堂のうち守正武学堂と毓正女学堂は短期間で廃止されたものの崇正学堂だけが現在にいたるまで存続していることが指摘されている。

終章では各章のまとめがなされた後に総括的な考察がなされている。本論文の結論は次のようなものである。すなわち、第一に三学堂が清朝における近代教育制度や漢人官僚たちの運営する学校ではなく、日本の近代学校をモデルとしたこと、にもかかわらず、それを全面的に模倣したのではなく、近代学校としてのさまざまな要素を選択的に摂取していたといえること。第二に、清朝政府の「奏定学堂章程」の「小学堂章程」が清国の「国民」に対して「国家」を愛する基礎を立てることを目的としていたのに対して三学堂では「国民」や「国家」に対しての姿勢が一貫しておらず、むしろ彼が教育の近代化を進めるなかで、三学堂がモンゴル人民の自主自立を目的としていたこと。以上の二点にまとめている。

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

本論文の特徴は、第一に 1960 年代後半から 1970 年代にかけて続いた文化大革命の結果、中国側の資料が極めて乏しい状況の中で僅かに残された中国の博物館所蔵資料や日本の公文書、刊行物などを丁寧に調査・分析している点である。

第二に、先行研究では毓正女学堂に関心が集中していたのに対して、三学堂を取り上げ、しかもそれらの規則や教科課程、財政の仕組みを中国および日本の学校や教育制度と丹念に比較・検討することで、従来、曖昧だったモデルの所在と摂取のあり方が明確にされ、また一事例をあげることで全体の評価に直結されていた教科課程についてその展開過程や実際の授業との差異が解明された点である。

第三に、資料にもとづく実証的な検討によって、グンサンノルブが清朝の存続している時期において先駆的に民族の自主自立を目指した取り組みの一環として三学堂を設置したという新しい見解を提出したことである。これによって従来、「清朝の枠内に留まっていた」と評価されてきたグンサンノルブによる改革総体に対する再評価の可能性が開かれることになったといえることができる。

口述試験では、本論文に対して、審査委員から以下のような質問がなされた。

- ①グンサンノルブが目指したとされる民族の自主自立とはどのようなものが想定されていたのか。
- ②当該時期の中国における国家の転換は、三学堂にいかなる影響を及ぼしたのか。
- ③ロシアからの影響はなかったのか。
- ④対象地域以外のモンゴルの学校との比較が必要だったのではないのか。
- ⑤三学堂は思想や理念からみて、いかなる人間の育成をめざしたといえるのか。
- ⑥グンサンノルブによる改革に対して民衆はどのように反応したのか。
- ⑦基本資料について筆者は信頼性と限界をどのように認識しているのか。また使用した資料以外の可能性はないのか。

これに対する博士学位請求者の応答は適切なものであり、本論文の今後の課題についても適切に把握していた。以上を総合して、本論文は、清朝末期の内モンゴルに関する教育史研究に新たな視点と知見を提供するもので、今後の当該分野の研究に貢献するものであると認められた。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を博士（教育学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。